

平成 29 年第 1 回定例会 （平成 29 年 2 月 21 日）

**桶川北本水道企業団  
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会



# 平成29年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月21日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	4
委員長報告	6
企業長提出議案の上程、説明	6
一般質問	20
佐藤正廣君	20
中村洋子君	22
第1号議案に対する質疑、討論、採決	27
第2号議案に対する質疑、討論、採決	28
第3号議案に対する質疑、討論、採決	28
第4号議案に対する質疑、討論、採決	29
第5号議案に対する質疑、討論、採決	29
第6号議案に対する質疑、討論、採決	30
第7号議案に対する質疑、討論、採決	32
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	42

閉会の宣告.....	42
------------	----

桶川北本水道企業団告示第2号

平成29年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月14日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 平成29年2月21日(火) 午前9時30分

2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

# 平成29年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

## 議事日程

平成29年2月21日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 委員長報告
5. 企業長提出議案の上程、説明
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
  - (1) 第1号議案  
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
  - (2) 第2号議案  
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
  - (3) 第3号議案  
行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - (4) 第4号議案  
桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定について
  - (5) 第5号議案  
桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
  - (6) 第6号議案  
平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
  - (7) 第7号議案  
平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
8. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

# 平成29年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

平成29年2月21日（火曜日）

## ○出席議員（10名）

1番	滝瀬光一君	2番	北原正勝君
3番	佐藤正廣君	4番	島村美貴子君
5番	工藤日出夫君	6番	中村洋子君
7番	島野和夫君	8番	新島光明君
9番	加藤正志君	10番	保坂輝雄君

## ○欠席議員（なし）

---

## ○説明のための出席者

企業長	小野克典君	副企業長	現王園孝昭君
事務局長	林博之君	事務局次長兼給水課長	荒蒔政明君
総務課長	小高清隆君	業務課長	新井秋男君
施設課長	小島稔君	浄水課長	河野宏之君

---

## ○職務のため出席した者の職氏名

書記 中村正夫 書記 小林 聡

午前 9時45分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（島野和夫君） 定足数に達しておりますので、平成29年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

△議事日程の報告

○議長（島野和夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（島野和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

5番 工 藤 日出夫 議員

6番 中 村 洋 子 議員

の兩名を指名いたします。

---

△会期の決定

○議長（島野和夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

△企業長の一般報告

○議長（島野和夫君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

本日ここに平成29年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともご多忙のところご参会いただきまして、厚く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして一般報告を申し上げます。

初めに、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は、給水人口並びに配水量の推移に深くかかわりますが、平成29年1月末の給水人口は14万2,865人で、前年同期と比べ300人減となっております。

配水量及び有収水量は、一般用から臨時用まで全ての用途にて減少となりまして、昨年4月から1月までの間で、配水量は1,337万5,172立方メートル、前年同期比29万8,278立方メートル、2.2%の減少、有収水量は1,221万8,474立方メートル、前年同期比10万5,249立方メートル、0.9%の減少となりました。この結果、給水収益は前年度比で1.0%減少となりました。

次に、両市の防災訓練への参加について申し上げます。

昨年8月21日実施の北本市並びに本年1月21日実施の桶川市の防災訓練に参加し、給水車による応急給水や非常用給水袋を配布し、市民の皆様には災害時の水の重要性に関して改めて理解をいただいたところでございます。また、2月には給水タンク車1台を新たにリース契約にて購入し、応急給水体制の強化を図ったところでございます。

次に、職員採用試験について申し上げます。

職員採用試験は、第1次の筆記試験を昨年10月に、第2次の面接試験を11月に行い、3名が新規採用職員として4月より入庁予定であります。

次に、ダイレクト型制限つき一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに23件の開札を行い、契約締結しております。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業の内訳は、桶川市内6件、北本市内6件、更新距離3,593メートルを予定しております。現在、契約工期2月20日の5件が完了し、残り7件につきましても舗装本復旧工事を行いまして、契約工期3月20日までに完成予定となります。これにより、未更新距離は約1万1,000メートルとなり、全体の88.9%を更新したところでございます。

以上をもちまして、企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

△委員長報告

○議長（島野和夫君） 次に、日程第4、委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長より行政視察の報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

加藤正志議員。

○議会運営委員長（加藤正志君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、報告を申し上げます。

お手元の特定事件水道事業行政視察調査結果報告書というのをお手元にお開きください。報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

1、実施期間、平成28年10月13日から14日。

2、調査地、岩手県一関市水道部及び岩手県岩手中部水道企業団でございます。

3、4、5につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

6、調査事項、水道事業の経営全般についてでございます。1枚めくっていただきまして、2ページの中段より、1、事業概要についてで、右側のページです、2、水道事業の課題について、3、災害対策について、次の5ページの4、広域化についてでございます。

なお、この詳細につきましては、お手元に配付してございます報告書をご参照いただきたいと存じます。

以上で桶川北本水道企業団議会水道事業行政視察調査結果の報告とさせていただきます。

以上でございます。

---

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（島野和夫君） 日程第5、企業長提出議案を一括上程いたします。

第1号議案から第7号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、人事院勧告等を踏まえ、平成28年度の議会議員の期末手当の支給割合を0.1月引き上げたものでございます。平成28年11月30日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき

専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

第1号議案と同様に、専決処分にて正副企業長の期末手当の支給割合を0.1月引き上げましたので、その承認を求めるものでございます。

次に、第3号議案 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、桶川北本水道企業団行政不服審査会の設置、審理員による審理手続の適用除外等及び所要の改正を行うものでございます。

次に、第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定について申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員等に提出された書面の写しなどの交付に当たり、手数料を徴収することについて、必要な事項に定めるものでございます。

次に、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

人事院勧告等に基づき扶養手当の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第6号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

第2条は、収益的収入において、受託工事収益及び分担金が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をお願いするものでございます。

収益的支出においては、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費及び業務費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正をするとともに、資産減耗費に不足を生じたので、増額補正するものでございます。

第3条は、資本的収入において、関係市負担金、工事負担金及び分担金が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするものでございます。

資本的支出においては、建設改良費の石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、事務費及び営業設備が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするものでございます。

第4条は、継続費の総額及び年割額を減額補正するものでございます。

次に、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

平成29年度予算に当たりましては、水道事業基本計画（水道事業ビジョン）の目標である将来にわたって持続、安全、強靱な水道事業を目指し、中長期的な視点に立った施設の更新を実施し、健全な事業運営を維持するように努めまして予算編成を行ったところでございます。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数は6万1,520件、年間総配水量は1,600万2,500立方メートル、1日平均配水量4万3,842立方メートルであります。また、主要な建設改良事業費といたしまして、石綿セメント管更新事業を5億5,889万円としたところでございます。

第3条収益的収支では、収入は31億129万1,000円、前年度比0.78%減少、支出は27億2,496万円、前年度比1.07%増加となりました。

収入においては、営業外収益は増加しておりますが、営業収益が減少しております。

支出においては、営業外費用は減少しておりますが、営業費用が増加しております。

第4条資本的収支では、収入は8,355万6,000円、前年度比70.79%減少、支出は14億7,139万3,000円、前年度比1.82%減少となりました。

収入においては、関係市負担金、工事負担金及び分担金の全ての収入科目において減少しております。

支出では、原浄水設備改良費、配水設備改良費及び事務費は増加し、建物建築費は皆増となっておりますが、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、営業設備費及び企業債償還金が減少し、用地費は皆減となっております。

第5条は一時借入金の限度額、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第7条は他会計からの補助金、第8条はたな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところでございます。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、人事院勧告等を踏まえ、平成28年度の議会議員の期末手当の支給割合を4月に遡及し0.1月引き上げたものでございます。構成市の1つであります北本市の平成28年12月定例会で改正条例を議決後、当企業団においても条例改正を行うこととしたため、平成28年11月28日開催の議会運営委員会にてご協議をいただきまして、12月1日の手当支給基準日までには条例改正を行うには議会を開くいとまがないため、専決処分とすることをご了承いただいたものでございます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

こちらも第1号議案と同様に、正副企業長の期末手当を4月に遡及し0.1月引き上げ、年内に支給するため専決処分としたものでございます。

次に、第3号議案 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する条例について桶川北本水道企業団行政不服審査会の設置、審理員による審理手続の適用除外等及び所要の改正を行うものでございます。

第3号議案書、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第1条は、桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

桶川北本水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の名称変更に伴い、委員名の変更等所要の改正を行うものでございます。

次に、第2条は、桶川北本水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。

行政不服審査法において、地方公共団体の長の処分等に対する審査請求について、その採決の客観性、公平性を高めるため、第三者の立場から審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁である地方公共団体の長等の判断の適否を審査する機関として設置することとされた諮問機関について、既存の桶川北本水道企業団情報公開・個人情報保護審査

会にその機能を持たせるとともに、審査会の名称を桶川北本水道企業団行政不服審査会と改めることについて所要の改正を行うものでございます。

次に、第3条は、桶川北本水道企業団情報公開条例の一部改正でございます。

本条例による公開決定等、または公開請求に係る不作為に係る不服申し立てについては、従前から専門的知識を有した審査会の答申に基づいて決定をするべきとされていることから、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定に基づいて審理員の審理手続に関する規定の適用を除外し、審査請求があったときは審理員の審理を経ずに桶川北本水道企業団行政不服審査会に諮問することとし、規定の整備を行うものでございます。

次に、第4条は、桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部改正でございます。

第3条と同様に本条例による公開決定等、訂正決定等または開示請求もしくは訂正等の請求に係る不作為に係る不服申し立てについては、従前から専門的知識を有した審査会の答申に基づいて決定をするべきとされていることから、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定に基づいて審理員の審理手続に関する規定の適用を除外し、審査請求があったときは審理員の審理を経ずに桶川北本水道企業団行政不服審査会に諮問することとし、規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は施行期日でございまして、公布の日から施行でございます。

また、第2項は経過措置としまして、桶川北本水道企業団情報公開・個人情報保護審査会が桶川北本水道企業団行政不服審査会となることに伴い、情報公開・個人情報保護審査会委員を行政不服審査会委員とみなすことを定めたものでございます。

次に、第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定について申し上げます。

本案は、審理員等に提出された書面の写し等の交付に当たり、手数料を徴収することについて必要な事項を定めるもので、手数料の納付義務や還付、減免、徴収を免れた者に対する過料、手数料の額などを定めるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

また、別表にございますように、手数料の額でございますが、A3判までの用紙につきまして白黒は1枚10円、カラーは1枚20円としてございます。

次に、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告等に基づき、子の扶養手当の額を引き上げるため所要の改正を行うものでございます。

同条例第6条第2項にて定めのある扶養親族のうち、同項第2号の「子及び孫」を「子」とし、新たに「孫」の号を加えるものでございます。

次に、第6号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正予算書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、1ページですが、第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、第3条は、第1号補正後の予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的収支の不足額及び補てん財源額に変更がございましたので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億8,170万3,000円を11億8,787万円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,673万9,000円を8,647万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金8億9,937万9,000円を7億8,581万4,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、第4条でございますが、継続費として定めました中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事について、落札率による不用額が発生しましたので、更新工事の総額3億132万円を2億6,762万4,000円に減額し、それに合わせて年割額を補正するものでございます。

次に、3ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

予算科目で款、項、目となっております目の科目で申し上げてまいります。

初めに、収入でございます。

営業収益の2、受託工事収益でございますが、公共下水道工事に伴う給水管布設替えが予定した箇所の工事の未発生により、161万9,000円減額し、2,273万5,000円とするものでございます。

3、分担金でございますが、老人介護施設等の大口径の申請件数が当初見込みより少なかったことにより870万9,000円減額し、8,039万3,000円とするものでございます。

収入の合計は31億1,520万4,000円になるところでございます。

続きまして、支出でございます。

営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生、電

気料金の下降及び受水費の減少により4,000万円減額し、11億3,779万5,000円とするものでございます。

2、配水及び給水費でございますが、水道メーター購入単価の下降や委託料で落札率による不用額の発生と土地区画整理事業への負担金が当初見込みを下回ったことにより、2,407万6,000円減額し、3億1,947万9,000円とするものでございます。

3、受託工事費でございますが、公共下水道工事に伴う給水管布設替えが予定していた箇所工事の未発生により154万3,000円減額し、2,583万4,000円とするものでございます。

4、業務費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生と、予定していた電算システム変更が不要となりまして416万円の減額の1億4,417万6,000円とするものでございます。

8、資産減耗費でございますが、配水管の除却費用が当初見込みより増加となったことにより、1,060万円増額の4,580万3,000円とするものでございます。

支出合計額は26億5,740万円になるところでございます。

次に、4ページになりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げます。同じく目のところで申し上げます。

1、関係市負担金でございますが、消火栓設置数の減少により865万円減額し、1,343万6,000円とするものでございます。

2、工事負担金でございますが、公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管の布設替工事が減少となりまして、6,713万円減額し、1億5,867万6,000円とするものでございます。

3、分担金でございますが、373万2,000円減額し、3,445万4,000円とするものでございます。

資本的収入の合計は、2億656万6,000円になるところでございます。

続きまして、支出でございます。

建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費でございますが、落札率による不用額の発生により6,800万円減額し、5億3,809万7,000円とするものでございます。

2、配水設備費でございますが、要綱に基づく配水管布設工事等の減少により682万1,000円減額し、3,224万8,000円とするものでございます。

3、配水支管整備費でございますが、落札率による不用額の発生により890万円減額し、8,467万2,000円とするものでございます。

4、工事請負費でございますが、公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事が予定より減少となりまして、7,400万円減額し、3,806万3,000円とするものでございます。

5、原浄水設備改良費でございますが、落札率による不用額の発生により788万4,000円減額し、1億6,540万8,000円とするものでございます。

6、配水設備改良費でございますが、落札率による不用額の発生により84万円減額し、1億1,161万4,000円とするものでございます。

8、事務費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生により500万円減額し、4,284万7,000円とするものでございます。

9、営業設備費ですが、量水器費で水道メーター購入単価の下降や購入数の減少により190万円減額し、4,440万2,000円とするものでございます。

資本的支出の合計は13億9,443万6,000円となるところでございます。

次に、5ページの継続費に関する調書でございますが、中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事について、第4条の補正額に基づきまして、平成28年度から平成29年度までの2カ年の年割額、財源内訳、支払義務発生額、進捗率等について改めたものでございます。

次に、6ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金期末残高を26億9,213万1,000円と予定したところでございます。

以上で第6号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてでございます。

配付してございます予算書、予算内訳書によりまして、それぞれでご説明させていただきます。

予算書の1ページから2ページにかけましては、先ほど企業長のほうで提案理由において申し上げさせていただいておりますので、若干文章について補足説明させていただきますと、2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入が支出に対して不足いたします13億8,783万7,000円の補てん財源といたしまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,298万円、減債積立金2億7,131万円及び過年度分損益勘定留保資金10億3,354万7,000円にて補てんするという内容でございます。

第5条が一時借入金の限度額、第6条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億3,410万9,000円、(2)の交際費、こちら

は企業長交際費及び議長交際費の合計額といたしまして、45万円でございます。

第7条が他会計からの補助金といたしまして、児童手当に要する経費について、桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰り出しを受けるものでございます。

第8条がたな卸資産購入限度額、水道メーターの購入分でございますが、4,752万1,000円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、平成29年度の予算実施計画でございます。

款、項、目までの予定額が記載されております。こちらのページから7ページまでの資本的支出までにつきましては、予算内訳書によりまして進めさせていただきたいと思っておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

予算内訳書の1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入からでございます。

1、水道事業収益、本年度予定額31億129万1,000円で、前年度と比較しまして2,424万1,000円の減少となっております。

続きまして、1、営業収益のほうから申し上げてまいります。

以下、金額につきましては本年度予定額を、内容につきましては主なものを申し上げてまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1の給水収益26億7,266万8,000円、こちらは水道料金収入でございます、有収水量1,461万300立方メートル、単価169円38銭を見込んでおります。

次に、2の受託工事収益3,269万3,000円、こちらは給水工事箇所路面復旧費及び手数料収入と、公共下水道工事に伴います給水管布設替えの収入でございます。

次に、3の分担金8,043万円、こちらは新規利用分担金でございます、3条収入といたしましては全体収入の70%となっております。

次に、4の公共下水道負担金7,861万1,000円でございますが、こちらは両市からの下水道使用料の徴収事務負担金収入でございます。

次に、2ページにまいりまして、2の営業外収益2億2,952万2,000円でございますが、このうち長期前受金戻入が2億2,116万5,000円と大部分を占めております。

次に、4ページにまいりまして支出でございますが、1、水道事業費、本年度予定額27億2,496万円で、前年度と比較しまして2,877万3,000円増加となっております。

こちらにも予算額の大きい主な項目を申し上げます。

初めに、1の営業費用の1、原水及び浄水費11億6,587万6,000円でございますが、浄水課職員4人の給与費といたしまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計

で3,643万1,000円を予定しております。

5 ページにまいりまして、委託料が6,510万5,000円ですが、各浄配水場の管理委託や設備等の保守点検費用、水質検査費用となっております。

修繕費が5,275万2,000円ですが、こちらは主にろ過機のろ材交換や連絡送水管、配水管の補強工事、自家発電機の燃料油種変更等を予定しております。動力費が1億2,193万4,000円、こちら各浄配水場や取水井及び端末等の電気料金、次のページにまいりまして、自家発電機用重油を予定しております。

次に、薬品費1,466万7,000円でございますが、浄水処理用の次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウムの購入費用でございます。

次に、受水費8億7,182万9,000円でございますが、埼玉県営水道からの受水費用といたしまして、受水量1,306万6,500立方メートル、単価については61円78銭で、前年度と同量、同単価でございます。

次に、2の配水及び給水費3億5,307万1,000円でございますが、施設課職員8人、給水課職員3人、再任用職員3人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で8,776万6,000円を予定しております。

7 ページにまいりまして、委託料が6,997万円でございますが、配水管の洗浄や漏水調査及び受付等を予定しております。

修繕費が1億5,735万9,000円でございますが、こちらは主なところでは配給水管等の漏水修理や水道メーター検定満期の取り替え費用等を予定しております。

路面復旧費が3,063万9,000円でございますが、主に漏水修理箇所の路面復旧費用でございます。

8 ページにまいりまして、3の受託工事費3,726万3,000円でございますが、給水課職員2人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で1,608万5,000円を予定しております。工事請負費786万5,000円でございますが、両市の公共下水道工事に伴う給水管の布設替え費用でございます。

9 ページにまいりまして、路面復旧費1,169万7,000円でございますが、給水取り出し箇所の路面復旧費用となっております。受託工事収益の給水工事収益にて収入を見込んでいる工事でございます。

次に、4の業務費1億3,943万5,000円でございますが、業務課職員5人、再任用職員1人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で4,273万

2,000円を予定しております。

10ページにまいりまして、通信運搬費964万4,000円でございますが、水道料金の納入通知書等の郵送料でございます。

委託料8,234万6,000円ですが、料金徴収に関する委託費用でございますが、主なところでは、給水契約の受付から検針及び収納業務まで一括で委託する水道料金等徴収関係業務委託5,940万円、水道メーターの閉開栓を行う使用開始・中止等業務委託1,091万2,000円等となっております。

5の議会費571万3,000円ですが、こちら議会に要する費用といたしまして、議会議員の報酬、手当、旅費、それから委託料ですとか賃借料等を予定させていただきました。

次に、11ページにまいりまして、6の総係費2億10万1,000円でございますが、初めにそれぞれ特別職の報酬と手当を見ております。次に、事務局・総務課職員14人と再任用職員1人の給与費といたしまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、12ページにまいりまして、賃金、法定福利費の合計で1億1,010万円を予定しております。

13ページにまいりまして、広告料511万6,000円でございますが、すいどうだよりの発行や親子水道教室の開催費用などがございます。

委託料1,816万7,000円でございますが、こちらは庁舎の管理費用や電算機の保守関連の費用等がございます。平成29年度は企業会計システムの更新附帯作業517万3,000円を予定しております。

14ページにまいりまして、賃借料415万8,000円でございますが、公用車や事務用機器等の賃借料でございます。

修繕費378万9,000円でございますが、主に庁舎の維持管理費用でございます。

退職手当負担金3,922万4,000円でございますが、こちらは埼玉県市町村総合事務組合に支払います負担金でございます。

15ページにまいりまして、7の減価償却費7億4,861万3,000円でございますが、このうち大部分が配水管等の構築物が占めております。

次に、資産減耗費2,106万円でございますが、こちらは固定資産除却費が1,921万1,000円で、主に配水管と浄水場設備の除却費用でございます。

次に、16ページにまいりまして、2、営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費3,456万9,000円でございますが、こちらは企業債利息、借入利息でございます。

2の消費税が1,262万2,000円でございます。

次に、3、予備費でございますが、500万円を予定させていただいております。

次に、17ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、1、資本的収入、本年度予定額8,355万6,000円で、前年度と比較しまして2億252万2,000円の減少となっております。

初めに、関係市負担金の負担区分による負担金1,022万7,000円でございますが、こちらは消火栓の設置費用について、桶川市、北本市よりご負担をいただくものでございます。

次に、工事負担金3,885万9,000円、こちらは受託工事による配水管布設工事等の負担金収入でございますが、主に圏央道関連工事及び土地区画整理事業に伴う配水管工事負担金が減少しております。

次に、分担金3,447万円でございますが、こちらは分担金収入の30%をこの4条に収入として入れるものでございます。

次に、18ページにまいりまして、支出でございますが、1、資本的支出、本年度予定額14億7,139万3,000円で、前年度と比較しまして2,726万8,000円の減少となっております。

1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費5億5,889万円でございますが、こちらは石綿セメント管の布設替工事費でございますが、施設課職員3人の給与費を含んでおります。

委託料2,757万3,000円、こちらは工事の設計業務委託を予定しております。

配水設備費5億1,350万8,000円、こちらは配水管布設替工事で10件を予定しております。

次に、19ページの2の配水設備費2,462万3,000円でございますが、こちらは配水管の新規布設費用等でございますが、道路築造等に伴う配水管布設工事が減少しております。

次に、3の配水支管整備費9,014万2,000円でございますが、こちらは口径50ミリの配水支管の布設工事でございます。

4の工事請負費3,675万6,000円でございますが、こちらは受託による配水管等の布設工事費でございますが、公共下水道工事に伴う配水管の布設替工事、土地区画整理事業に伴います配水管布設工事等が減少となっております。

次に、5の原浄水設備改良費2億3,574万3,000円でございますが、こちらは浄配水場施設の改良工事等の費用といたしまして、中丸浄水場非常用自家発電設備更新や石戸浄水場直流電源装置更新、また中丸本庁舎出入り口工事の設計委託を予定しております。

次に、6の配水設備改良費1億7,290万3,000円でございますが、こちらは配水管の改良工事の費用でございますが、道路改良工事や圏央道関連工事に伴う配水管改良工事、老朽管の布設替えや連絡送水管の仮設工事を予定しております。

次に、7の建物建築費298万1,000円でございますが、川田谷浄水場内の給水タンク車庫の建築費用でございます。

8の事務費4,048万7,000円でございますが、こちらは建設改良に要する事務費でございます。施設課職員2人の給与費を含んでおります。

20ページにまいりまして、委託料2,159万6,000円でございますが、送配水管布設工事に伴います環境事前調査業務委託を予定しております。

9の営業設備費3,755万8,000円でございますが、水道メーターの購入費用や庁舎設備、電算機等の購入費用でございます。備品購入費にて企業会計システム更新や庁舎の空調設備更新等を予定しております。

最後に、企業債償還金2億7,131万円でございますが、こちらは企業債の元金償還でございます。財務省財政融資資金、それと地方公共団体金融機構、こちらに元金を返済するものでございます。

また、予算書の8ページのほうに戻っていただきまして、8ページから9ページにかけては、平成29年度の水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の3つの区分であらわしたものとなっております。

一番下でございます資金の期首残高、期末残高は、平成28年度及び平成29年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したのとなっております。

次に、10ページにまいりまして、給与費明細書でございます。括弧書きは再任用短時間勤務職員の外書きで、平成29年度は5名の予定でございます。一般職の職員は41名で、増減なしでございます。

給料は143万8,000円の減少、手当は1,409万2,000円の増加、法定福利費は196万1,000円の増加でございます。合計で1,461万5,000円の増加となっております。

下の表は、手当の内訳ごとの増減額をあらわしたのとなっております。

次に、11ページは給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の143万8,000円の減少でございますが、給料改定による増減分といたしまして116万7,000円の増加、昇給に伴う増加分といたしまして190万5,000円の増加、その他の増減分といたしまして451万円の減少となっております。

手当につきましては、制度改正に伴う増減分として1,383万2,000円増加となりまして、手当全体では1,409万2,000円増加となっております。

次に、12ページにまいりまして、給料及び手当の状況でございます。

職員1人当たりの給与、平成29年1月1日現在と平成28年1月1日現在の企業職の平均給料及び平均給与の月額、平均年齢等を記載してございます。

(2)の初任給でございますが、こちら桶川市、北本市と同額となっているところでございます。

13ページにまいりまして、級別職員数でございますが、平成29年1月1日現在、平成28年1月1日現在のそれぞれ級別の在職しております職員の人数、構成比でございます。下段のほうは、企業職の級別の標準的な職務内容を記載したものでございます。

14ページにまいりまして、昇給でございます。前年度は昇給に係る職員数41名、本年度は38名となるところでございます。

特殊勤務手当でございますが、給料総額に対する比率が全職員に対して0.01%、技術職員に対しても0.01%、それと1人当たりの平均支給額で1,000円となっております。主な手当といたしまして、緊急出動手当となっております。

15ページにまいりまして、期末手当・勤勉手当でございますが、支給率は両市と同率でございます。括弧書きは再任用職員の支給率となっております。

(7)の退職手当でございますが、勤続年数の区分ごとに国の制度と比較したものでございます。

(8)のその他の手当につきましては、桶川市、北本市とのそれぞれの異同を記載してございます。

16ページにまいりまして、継続費に関する調書でございますが、こちらは補正予算書のほうで申しあげましたので、省略をさせていただきます。

その下の債務負担行為に関する調書でございますが、浄配水場運転管理業務と複写機賃貸借につきまして、前年度までの支払義務発生額と平成29年度の支払義務発生予定額を記載いたしております。

17ページから19ページにかけましては、平成29年度の予定貸借対照表でございますが、こちらは平成30年3月31日現在の財政状況をあらわしているものでございます。

18ページの2、流動資産の(1)現金預金18億4,090万7,000円が先ほど申しあげました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と一致したのとなっております。

19ページの7、剰余金の(2)利益剰余金のロ、当年度未処分利益剰余金5億6,182万円ですが、こちらの内訳は、当年度純利益2億8,985万円、繰越利益剰余金66万円、減債積立

金の取り崩しに伴う利益剰余金への振り替え 2 億 7,131 万円となっております。

次に、20 ページにまいりまして、平成 28 年度の予定損益計算書となりまして、こちらは平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの経営成績の予定をあらわしたものでございます。

下から 4 行目になりますが、当年度純利益といたしまして 3 億 9,590 万 7,000 円を予定いたしましたところでございますが、このうち 2 億 1,972 万円は長期前受金戻入額でございまして、資金の裏づけのない利益となっております。

21 ページから 23 ページにかけましては、平成 28 年度の予定貸借対照表となりまして、平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状況をあらわしたものでございます。23 ページの下から 5 行目の当年度未処分利益剰余金 7 億 1,224 万 4,000 円でございますが、このうち減債積立金からの振替分が 3 億 1,558 万 4,000 円含まれておりまして、こちらにつきましては資本金に組み入れる予定でございます。

次に、25 ページにまいりまして、25 ページから 26 ページにかけましては注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用いたしました会計処理の基準及び手続を注記として開示したものとなっております。

以上で予算書の説明を終わりとさせていただきます。

第 7 号議案の説明はここまでとさせていただきます。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（島野和夫君） ここで暫時休憩といたします。再開は午前 10 時 55 分といたします。

（午前 10 時 40 分）

---

○議長（島野和夫君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 10 時 55 分）

---

△一般質問

○議長（島野和夫君） 日程第 6、一般質問を行います。

---

◇ 佐藤正廣君

○議長（島野和夫君） 通告順に従い、佐藤正廣議員の質問を許可いたします。

佐藤正廣議員。

○3 番（佐藤正廣君） どうも、こんにちは。

早くに出しましたので、質問事項については、1つ目、石綿管更新状況につきましては、企業長の一般報告の最後に触れられていますので、そこで、その中身を踏まえまして、ちょっとこの後どれぐらい、毎年かなりの金額を使った工事を続けているわけですが、あと残りの1万1,000メートルというところの完了の見通しについて、どういうふうなことをやっていけば、最短でどれぐらいでできるのかという点についての考えをお伺いをしたいというふうに思います。

それともう一つは、給水人口の動向についてです。両市とも微減傾向というのか、人口減少の傾向が続いてきているわけですが、こういう中で、給水人口の今後の見通しについて、5年後、10年後というところで見通しについて伺いたい。その場合の対応について、基本的な考え方を伺いたい。この点についてご質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（島野和夫君） 佐藤正廣議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 質問事項1につきまして、お答えいたします。

石綿セメント管更新事業の進行状況ということを最初、一般質問でお伺いしておりましたので、若干、これまでの進行状況につきまして述べさせていただきます。

石綿セメント管更新事業につきましては、平成7年度に計画延長9万9,876メートルとして事業計画を策定し進めてまいりました。平成13年度には耐震性を考慮し、耐震継手NS形のダクタイル鋳鉄管を採用し、地震災害に強い配水管網整備に努めております。また、平成28年度からはNS形と同等の耐震性を有し、さらに外面には耐食塗装がされており、管路の長寿命化が期待できますGX形ダクタイル鋳鉄管を採用しております。

今後の完了までの見通しというご質問でございますが、これまで平成7年度からの事業費の総額といたしましては、消費税込みでございますが、70億8,000万円の事業費を費やしてまいりました。28年度につきましては、桶川、北本、各6路線、計12路線の更新を行い、工事費は5億円を超えるものとなっております。

水道事業ビジョンでは、安全、強靱、持続という3本の柱がございまして、今後の石綿セメント管更新事業につきましては、他の企業団全体の施設が強靱となりますように、浄水施設を含めました企業団全体の工事の予定、それを考慮しながら、1年でも早く全量更新に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高 清隆君） 質問事項2について、お答えさせていただきます。

当企業団の給水人口は、平成21年度の14万6,132人をピークに減少に転じております。平成27年度に改訂を行いました当企業団の水道事業ビジョンにおける将来人口推計では、国立社会保障・人口問題研究所が公表しております日本の地域別将来人口推計、平成25年3月推計をもとにして人口推計を行いました。

今回の人口推計では、ビジョンの計画期間の最終年度である平成42年度において、平成21年度のピーク時の給水人口と比較しますと、高位推計では12万9,802人となり、11.2%の減少、低位推計では12万9,285人となり、11.5%減少の予測結果となっております。また、ビジョンの過去2回における人口推計では、いずれも改訂年度において、実績値が推計値を下回っている状況でございます。

今後の給水人口の見通しでございますが、少子・高齢化が依然として進行しており、昨年の子供の出生数が1899年の統計開始以降、初めて100万人を割り込んだ状況となっておりますので、今後も少子・高齢化が進行し、今回で推計したように将来給水人口は減少する可能性が高いと考えております。

また、今後の対応でございますが、給水人口減少に伴い水需要も減少となることが予測されております。給水収益が減収する中、施設の老朽化は進んでまいりますので、今後はアセットマネジメントに基づき、長期的な更新需要を把握した上で、財政とのバランスを考慮しつつ計画的に施設更新を進めて、健全な水道事業経営を今後も維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質問を許可いたします。

○3番（佐藤正廣君） いや、いいです。

○議長（島野和夫君） よろしいですか。

○3番（佐藤正廣君） はい。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、佐藤正廣議員の質問を終了いたします。

---

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（島野和夫君） 次に、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 6番、中村洋子。

それでは、一般質問をさせていただきます。

冬の時期に流行するインフルエンザやノロウイルス、毎年のように今の季節にはやっております。鼻や口から入ったウイルスを水を飲み、喉の粘膜を潤し、細菌がへばりつくのを防ぐことが大切と言われています。風邪を引いてお医者さんに行くと、水を飲んでくださいということで、水を勧められるわけなんですけど、やはり水道議会の議員としては、冬こそ水道水を飲んで風邪予防を皆さんに呼びかけたいと思います。病原菌と闘う、そして免疫力をつくることをしていないと、冬の時期、風邪のウイルスが体に入ったとき、ウイルスに負けてしまいます。もっと、積極的に水道水を飲むよう勧めてはいかがでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

件名3点について、質問をいたします。

ちょうど水道議会の視察のその前日に老朽管の漏水事故がありまして、局長が視察に行けないという状況がありました。やはり修理するのに、その部品を問屋さんに調達するために問い合わせをしたとき、メーカーでやはりないと、在庫がないという状況があったということもお聞きしています。やはりメーカーで生産していない状況になるという埋設されている老朽管、今後ともこういったことがあるのではないかと。とっさに修理をしなければならない、このときに、やはり漏水がとめられないという状況があってはならないと思ひまして一般質問をさせていただきました。老朽管の修理部品の調達についてということで、今後の対応についてお聞きします。

また、東入り口の傾斜が非常に角度がありまして、ことしはまだ雪にあっておりませんが、大雪が降った場合には、職員の方が通勤したときに雪かきをしてから車を入れるという状況がもうあるんだという状況も知っております。そういう中で、南入り口、出口ということでつくれば、災害のときもスムーズに出入りができるということも考えて南口に入り口はどうでしょうかということで、質問を以前させていただきました。もう設計の状況が見えるという状況になりまして、この進捗状況、どうなっているのかということで伺いたいと思います。

件名3は、水道料金に反映する要素があるのかということで、やはり水道事業年報によりますと、第4期拡張事業変更の欄を見ますと、平成25年3月28日付で、平成33年度に向けて人口が減り、使用リッターも減りという状況の中で、やはり県水の給水単価が上がってしまう、あるいは災害が起きたときに、その復旧作業で県全体の中での給水料金が上がってしま

う、こういうこともあるのではないかと、このように考え、件名3の水道料金に反映する要素はどういうふうな形で出てくるのかという見通しを伺いたしたいと思います。

1回目、終わります。よろしく申し上げます。

○議長（島野和夫君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 質問事項1につきましてお答えいたします。

突発的に発生いたします老朽管の漏水修理用の修理部品や材料につきましては、掘削を行い、実際に漏水箇所を確認することが必要になります。各家庭への給水管からの漏水であれば、修理を行う指定給水装置工事事業者の保管材料を使用しております。また、なかった場合には、近隣の管材取扱業者に在庫として置いてありますので、苦慮せずに調達することができます。

また、中小口径配水管からの漏水につきましては、当企業団で保管・管理しております材料を使用することにより修理を行うことができますが、大口径配水管の修理材料につきましては、当企業団または管財取扱業者にも在庫としてないものや特殊な加工が必要なものであったりしますので、調達に苦慮することがございます。昨年10月に発生いたしました口径450ミリメートルの送水管からの漏水では、他の水道事業体から修理材料を借用し、対応することができました。

今後の修理材料調達の対応としましては、中小口径材料については在庫管理を適切に行い、必要などときには確実に修理ができる体制を続けてまいります。

大口径用の修理材料につきましては、発生件数が少なく、材料価格も高額であり、場合によっては特別注文品になりますことから、在庫として保管管理していくのではなく、当面は今回と同様に日本水道協会埼玉県支部発行の防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査票を参考に借用する形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 質問事項2についてお答えさせていただきます。

平成28年度に購入いたしました中丸浄水場南側用地は、出入り口の複数化を図るため取得しております。進捗状況を申し上げますと、現在のところ、防草シートで覆った状態となっており、工事等は行っておりません。平成29年度予算では、新たな出入り口を設けるための

工事設計委託を計上しております。中丸浄水場の敷地と購入した土地との間には高低差がございます。東側の入り口に比べ、間口が広く、水平距離が十分確保できますので、緩やかなスロープ状態の入り口になるように考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 質問事項3についてお答えさせていただきます。

水道施設の老朽化が進みますと、修繕費用の増加や管路漏水による有収率の下降等、給水原価を引き上げる要因が生じ、収益を悪化させることとなります。このため、老朽化した水道施設を適切に更新することが重要でございますが、今後の更新事業費が大きな財政負担となっております。

当企業団の水道事業ビジョンでは、計画期間である平成28年度から平成42年度までの15年間の財政計算を行っております。この間の水需要は、平成27年度比較で2割の減少予測となっております。その一方、施設更新計画に基づく事業費は年平均11億9,000万円となり、直近5カ年の平均事業費9億円の約1.3倍の事業費となっております。新たな財源確保の手だてを行わずに更新事業を進めた場合は、平成34年度に損益が逆転し、資金残高についても、平成31年度には事業経営に必要な資金10億円を下回る試算結果となりました。

また、当企業団は埼玉県営水道からの受水による依存度が高いため、県水単価の引き上げにより財政状況が急激に悪化する懸念もあります。さらに、水需要予測につきましても、現時点で想定される要因、人口の自然要因と社会要因、水使用の動向や実績等を考慮して予測しておりますので、今後の社会情勢によって大きく変化する可能性があります。

このように、水道料金に反映される要素は複数ございますが、今後も水道事業ビジョンに基づく計画的な施設更新を実施し、水道料金上昇の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 件名1の老朽管の修理部品についての状況は説明受けました。

その中でやはり大きな太い配管については、日本水道協会の調査票からそちらに要請をするんだという回答があったわけですが、やはり大きな災害とか、また部分的に急な状況というところではすぐに対処しなければならないという状況があるかと思いますが、メー

カーさんへのふだんからの連絡やそういった日本水道協会への連絡、問い合わせというのがどういうふうにシステムとしてなっているのかというところを2回目でお聞きしたいと思います。

また、件名2については、今、設計段階、工事設計の委託をしているという状況で、いつぐらいまでに完成を見ているのかというところを2回目、お聞きしたいと思います。

また、件名3につきましては、これもやはりこのビジョンの中で、非常に人口減少とか社会状況がどういふ変化になるかというところでは値上げということも考えられるという状況が見えてきたんですけれども、やはりこの見直しやあるいは水道料金に反映する要素というところでの具体的にこういうときには値上げせざるを得ないということがありましたら、2回目お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（島野和夫君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 2回目のご質問にお答えいたします。

大口径の漏水修理材の在庫管理等々メーカーも含めてでございますが、大口径の漏水修理材につきましては、取り扱いの製造業者が数限られております。日ごろより営業活動の中でも、企業団に来庁することが多々ありますけれども、その際には会社として大口径の材料の手持ち状況というのは確認してございます。

ただ、多くは受注からの生産ということで、過去の納品実績、いわゆる各他の事業体の保管状況等というのはお伺いして、万が一のときには一番に連絡をして借り入れできるのかどうかということで対応してまいりたいと思います。また、借入先の水道事業体でございますが、同じ水道事業行っているということで、急な申し入れに対しましても、かなりご心配いただきご協力いただいている状況でございます。

今後も材料調達の際には、初めて連絡するという形ではなくて、日ごろからの交流も大切になっていくものと考えております。

また、大口径の配水管につきましては、修理をすることを前提に準備するよりも布設替、新しい管に更新するよう努めまして、市民の皆さんに安心・安全な水道をご使用いただけるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 2回目の質問についてお答え申し上げます。

設計委託は29年度を予算計上しておりますので、今は未発注な状態でございます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 料金の値上げの可能性でございますが、企業団の配水量の8割を占めております県水の単価が値上げされた場合、水道料金の値上げの可能性も高くなると考えております。

しかしながら、県水の単価につきましては、昨年9月6日付にて埼玉県公営企業管理者より、県内の水道事業体宛てに平成29年度から平成32年度までの4年間につきましては、現行の県水単価でございます61円78銭を据え置くこととしたとの通知が届いております。

平成33年度以降の単価につきましては、またその時点における水需要や事業計画に基づいて試算を行いまして、県水単価が据え置かれるか、もしくは値上げとなるかの判断となると考えております。少なくとも平成32年度までは、現行の単価が維持されますので、当企業団の水道料金への影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

---

#### △第1号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 続いて日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

△第2号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

△第3号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第3号議案 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第3号議案 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第4号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第4号議案 桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第6号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 補正予算書の4ページの建設改良費、補正減の特徴について先ほど説明があったんですけども、4について詳しくお話ししていただきたいと思います。

それから、説明の中でも落札減という状況があったわけですが、入札要件と落札の状況ができましたら、詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（島野和夫君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 補正予算書2ページ、第4条補正の中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事につきまして、入札要件と落札の状況についてのお答えをいたします。

入札方法は一般競争入札としており、参加できる者の資格条件といたしまして、建設業法の種別として電気工事かつ機械器具設置工事の許可を受けていること。経営事項審査の総合評点が1,000点以上の者で、埼玉県または東京都に本支店を有していること。過去10年間で地方公共団体の上水道施設における750kVA以上のガスタービン式発電設備の元請負業者としての施工実績を有していること。以上を特記事項として公告いたしました。

応札業者は4者でございますが、うち1者は予定価格を超えたため失格となりましたが、ほか有効3者の中で最低価格表示の資格審査を行いまして、工事請負契約を締結いたしました。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） その入札によって、やはりどういう特徴があったのかという点では、今までの入札とどういう特徴があったかありましたら、2回目、お聞きしたいと思います。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 2回目についてお答え申し上げます。

中丸浄水場の自家発電機は、高額な金額でございます。一般競争入札にしまして限られた業者しかございませんでしたので、厳正なる一般競争をしたことにより、4者の応札があったということでございます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

次に、通告2番、新島光明議員の質疑を許可いたします。

新島光明議員。

○8番（新島光明君） 1点ほどお聞きしたいんですけれども、3ページの水道事業費、営業費用の2の配水及び給水費の項目に当たるのではないかなと思うんですけれども、先ほど一般質問で6番議員さんのほうからもご質問がありました件なんですけれども、昨年10月の450ミリ送水管の漏水が発見された件がありました。

いろいろとご苦勞をされたようでございますけれども、今回の補正で増えたところがないんですけれども、今回の補正にどのようにこの工事が影響があったのか教えていただきたいことと、参考までにその際の大口径の修理に当たっての工事の概要と工事費の概算について教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（島野和夫君） 新島光明議員の1回目の質疑が終了しました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 議案質疑、緊急漏水修繕工事の補正予算（第2号）への影響、工事概要及び工事費につきましてお答えいたします。

昨年10月に発生しました送水管からの漏水修繕工事は、今回の補正予算に影響するものではございません。

次に、工事の概要といたしましては、他の水道事業体から修理材料を借用し仮修繕をするとともに、石戸浄水場内及び中丸浄水場内にバルブを設置し送水管を遮断して止水いたしました。止水後には特別注文品となります修理材料を使用し、完全な修繕工事を施工したとこ

ろでございます。

工事費といたしましては、石戸及び中丸浄水場内に設置いたしましたバルブの設置費が626万4,000円、特別注文品修理材料の製造及び取り付け費が203万400円、他の事業体から借用しました修理材料の返却に88万4,412円となっております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質疑を許可いたします。

新島光明議員。

○8番（新島光明君） 参考までに1点お聞きしたいんですけども、材料を借用した事業体はどこ事業体なのか、もし特別な秘密がなければ、参考までに教えていただければと思っています。よろしくお願いします。

○議長（島野和夫君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 2回目のご質疑にお答えいたします。

今回の突発的な漏水の修理材料の借用先といたしましては、日本水道協会埼玉県支部の防災関係物資等の備蓄及び整備状況という、こういう一冊の冊子がございます、この中から材料を保管している事業体を選定してお借りいたしました。借入先といたしましては、埼玉県入間市の水道部からお借りいたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 新島光明議員の2回目の質疑が終わりました。

以上をもちまして、飯島光明議員の質疑を終了いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について、質問をしたいと思います。

予算内訳書の中から6ページにあります配水及び給水費、説明があったわけですが、4,077万3,000円の増の内訳、そして、もう少し具体的にお話ししていただきたいというふうに思います。

水道メーター検定満期取りかえということで、6,272万7,000円かかっているという状況もありますので、また配給水管等の漏水修理というところでも、やはり7,600万という修理費の状況であるわけですが、具体的にどういう地域を取りかえたのか、あるいは漏水の修理という点では、やはり老朽管の漏水なのか、それともどういう状況なのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、18ページの石綿セメント管更新事業費の減ということで、先ほど説明があったので、これは通告をしておりますが、省略させていただきます。

19ページの原浄水設備改良費の増について説明をしていただきたいと思います。

この中では、やはり中丸浄水場非常用自家発電、さきの更新工事ということで金額が張っているという状況もわかりました。また、中丸の南出入り口の工事設計業務委託というのも入っているという状況も見えてきました。この中では、やはり29年度の予算化ということで、完成はいつかという回答がありませんでしたので、わかりましたら、その点、教えてください。

あと、20ページの企業債償還金という状況の中では、やはりこれだけの4,427万5,000円が減になっているという状況の中では、償還金はこれからどういうふうな状況になっているのかというところがありましたら、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（島野和夫君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 初めに、予算内訳書の6ページ、配水及び給水費4,077万3,000円

増の理由でございますが、こちらは主に給与費で人事異動や手当等の改定により762万円の増加、また委託料で漏水調査業務等の人件費上昇により189万4,000円の増加、修繕費で水道メーター検定満期交換費用や漏水修繕費用等の増加により2,509万3,000円の増加、路面復旧費で漏水修繕に伴う舗装本復旧費用の増加により554万6,000円の増加となりまして、全体で前年度比4,077万3,000円、13.1%の増加となったものでございます。

次に、20ページの企業債償還金減の理由、償還がいつまでということでございますが、企業債償還金につきましては、平成15年度以降、新規借入れがございませんので、償還が済みまして減少となっております。償還終了は財務省財政融資資金からの借入れが平成39年度、地方公共団体金融機構からの借入れが平成37年度となっております。また、平成28年度末にて未償還は財務省財政融資資金が13件、地方公共団体金融機構が20件の合計33件となっております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 予算内訳書19ページ、5、原浄水設備改良費の増額部分についてお答えいたします。

説明欄の中では、中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事としまして2億6,762万4,000円を計上しております。平成28年第2回議会定例会に補正予算としまして提案し、議決を賜りました継続費となります。平成28年度に工事発注を行いまして、工事期間については平成28年12月6日から平成30年1月20日としております。落札金額を工事期間で按分した年割額を計上しており、増額となりました。

また、南口の設計委託に関しましては、設計期間を約4カ月ほど見込んでおりますので、29年度の秋口を一応予定をしております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 議案質疑、予算内訳書19ページ、6、配水設備改良費前年度比増の理由につきましてお答えいたします。

平成29年度からの重点事業といたしまして、連絡送水管整備を計画的に進めたいと考えております。圏央道築造工事にあわせ北本市二ツ家地内まで布設してまいりました連絡送水管を中丸浄水場内に接続するための平成29年度分工事費を配水設備改良費で計上いたしましたことで、前年度に比べ増となっております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質疑を許可いたします。

○6番（中村洋子君） 結構です。

○議長（島野和夫君） 結構ですか。

以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

次に、通告2番、北原正勝議員の質疑を許可いたします。

北原正勝議員。

○2番（北原正勝君） 第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について、以下の2件の質問をさせていただきます。

件名1、収益的収入及び支出について。

収益的収入31億129万1,000円は、前年度当初予算額31億2,553万2,000円と比較して2,424万1,000円のマイナスで、特に収入の約86%を占める給水収益26億7,266万8,000円は、前年度当初予算額27億293万2,000円と比較して、約3,000万のマイナスとなっております。一方、収益的支出27億2,496万円は、前年度当初予算額26億9,618万円と比較して、約2,800万のプラスとなっております。その理由と根拠についてお伺いをしたいと思います。

件名2、水道事業基本計画との整合性について。

平成28年度から平成42年度の向こう15年間の水道事業の目指す姿とその基本政策を示す水道ビジョン、すなわち改訂水道事業基本計画が平成28年3月に改訂され、平成28年4月からスタートしたと認識しております。

本基本計画にのっとり、平成29年度で計上される事業及びその予算概要を伺います。特に、設備更新及び大規模災害対応への施策及び予算をお伺いするものです。

以上です。

○議長（島野和夫君） 北原正勝議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（新井秋男君） 予算書4ページ、収益的収入及び支出についての収入についてお答えいたします。

給水収益の算定につきましては、主に平成27年度の実績値との増減率から算出した数値から、過去の実績値や傾向等を比較いたしまして、平成28年度の給水収益と年間の有収水量の決算見込みを算出しております。

算出した数値に基づきまして、給水収益を年間の有収水量で割りました値、169円38銭が1立方メートル当たりの供給単価となります。この供給単価169円38銭に平成29年度の予算積算基準の有収水量1,461万300立方メートルを掛けたものに8%の消費税を加えまして、給水収益26億7,266万8,000円を算定しております。

平成28年度の予算と比較しますと、供給単価が16銭下降し、有収水量では15万1,500立方メートル減少を見込んでおり、合計金額では3,026万4,000円、約1.1%の収入減となっております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 初めに、支出27億2,496万円は平成28年度予算と比較して増加となりましたが、その要因は何かについてお答えさせていただきます。

収益的支出は前年度と比較しまして、2,877万3,000円、1.1%の増加となっております。増加の要因でございますが、平成29年度に特に大きな要因があったものではございませんで、予算の費目ごとに毎年増減が生じておりまして、前年度と金額が大きく増減したものでご説明をさせていただきますと、動力費で電力使用量の減少及び電気料金の下降で800万7,000円の減少、資産減耗費で配水管や浄水場設備等の固定資産除却費の減少により1,414万3,000円の減少、支払利息で企業債の償還が進み、利息が減少となりまして1,064万3,000円の減少、消費税で納税額の減少により2,639万3,000円の減少となりましたが、職員給与費で給与改定等により1,419万7,000円の増加、委託料で委託業務の人件費の上昇や企業会計システム更新作業等により752万4,000円の増加、工事請負費で公共下水道工事に伴う給水管布設替工事の増加等により632万2,000円の増加、修繕費で検定満期水道メーターの交換費用や漏水修理等の修繕工事の増加により1,273万5,000円の増加、路面復旧費で漏水修理箇所の舗装本復旧工事の増加により771万7,000円の増加、減価償却費で構築物、こちらはほとんどが配水管でございますが、こちらと浄水場設備等の減価償却費の増加により、2,908万7,000円の増加となりまして、支出全体といたしましては、前年度比で2,877万3,000円の増加となったものでございます。

次に、水道事業基本計画との整合性についてお答えをさせていただきます。

初めに、平成28年度改訂の水道事業基本計画にのっとり、平成29年度予算で計上される事業計画及び予算額でございますが、浄水場関連工事といたしましては、石戸浄水場直流電源装置更新工事2,764万8,000円、平成28年度から2カ年の継続事業として進めております中丸

浄水場非常用自家発電設備更新工事、こちらは平成29年度分といたしまして2億638万8,000円、また今年度北本市より土地を購入いたしました中丸本庁舎南側土地を利用いたしました出入り口複数化のための委託設計費用170万7,000円が該当するものとなっております。

管路につきましては、水道事業基本計画における年次計画では、計画期間の15年間に更新対象となる老朽管の全体事業費を算出し、それを老朽管に優先度を定めて年度ごとに振り分け、毎年度の事業費として計上いたしております。このため、具体的な路線を定めて事業費を計上しておりませんので、直接平成29年度の予算とは一致はいたしません、石綿セメント管更新事業費5億5,889万円、配水設備改良費1億7,290万3,000円などが水道事業基本計画における老朽管更新事業に該当するものとなっております。

次に、平成29年度予算における施設更新対応及び大規模災害時の対応予算につきましては、今申し上げた内容と重なるものでございまして、平成29年度の浄水場関連工事や石綿セメント管等の老朽管の更新工事は、法定耐用年数を過ぎて老朽化した施設、管路の更新でございますので、アセットに基づく施設更新対応の予算となっております。

また、非常用自家発電設備の更新や中丸庁舎の敷地内出入り口の複数化の委託設計、石綿セメント管を初めとした老朽管を最新の耐震管に更新する予算は、大地震などの大規模災害時の対応予算であると考えております。そのほか平成29年度では、災害時における迅速な応急給水の実施のため、給水タンク車1台をJR高崎線西側地域に配備する費用といたしまして、川田谷浄水場内の車庫建設費用298万1,000円を予算計上いたしております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質疑を許可いたします。

北原正勝議員。

○2番（北原正勝君） それでは、2回目の件名1に関しては、給水収益を増加するには有効水量の拡大と無効水量の削減等が考えられますが、特に無効水量の削減、すなわち漏水対策は当水道事業団の範囲で実行できる喫緊の課題と認識しております。これに関してどのような検討をなされたのかをお伺いします。

件名2に関しましては、これは意見でございますが、平成29年度事業会計予算から見る単年度収支は良好と思われませんが、中長期的には少子・高齢化、水需要の減少、設備の老朽化による設備更新及び修繕費の増大が想定されます。中長期視点に立った健全経営をぜひお願いしたいと、これは要望でございます。

以上です。

○議長（島野和夫君） 北原正勝議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（新井秋男君） お答えいたします。

無効水量の削減につながる漏水対策でございますが、既に検討、実施しておりまして、石綿セメント管などの老朽管の更新工事にあわせまして、各家庭に引き込まれている給水管も同時に更新することにより漏水防止を図っております。

また、平成27年度からは、夜間での路面音聴調査、これを実施しておりまして、漏水の早期発見に努めております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、北原正勝議員の質疑を終了いたします。

次に、通告3番、新島光明議員の質疑を許可いたします。

新島光明議員。

○8番（新島光明君） 4点ほど実は通告してあったんですけども、1点は先般、議員さんからの質問等と重複しますので、割愛をして3点に絞って質問させていただきます。

まず、1点目、予算書の2ページで、第4条で資本的収入額が資本的支出額に対して不足部分について、補てん財源から13億8,783万7,000円を補てんするというふうにあるわけですが、補てん財源の現在の残高は幾らなのかということをお教えいただきたいのと、ここ数年の残高の推移を、もしできましたらば、一覧表にしてお示しをしていただきたいというふうに思います。

2点目、これは県水の受水費の関係なんですけれども、先般、議員さんの質問に対して答弁で、今後も引き続き1立米当たり61.78円というのが維持されるということですから、そのことを実は聞いていたんで、それでもって解決しているかなと思うんですが、ただ、先般の新聞の中で、八ッ場ダム建設に伴って、工事費が県の負担が新たに、金額はちょっと忘れちゃったけれども、相当ふえたという情報も実はあるわけなんですけれども、県水の受水費の単価に、こういった経費が換算されることが想定されますので、その後、八ッ場ダム建設に伴って、今後、その工事費の県負担分が反映されないのか。今回の受水費の見直しで、もうけりが見ついたのかどうなのか、その辺がもしわかりましたら、ちょっと通告させていただいたのは違うんですけども、わかりましたらば、ちょっと教えていただきたいのが2点目です。

3点目は、予算書の7ページ、原浄水設備改良費の関係で、中丸浄水場の非常用自家発電設備の更新工事が28、29年度で行われているわけですけれども、工事に伴って、発電設備の性能が向上することになるのか。例えば、自家発電時間が延びるとか、そういうのがあるのかどうなのか、教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（島野和夫君） 新島光明議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 質疑の補てん財源の現在の残高は幾らか、またここ数年での残高の推移についてお答えをさせていただきます。

答弁に先だちまして資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（島野和夫君） わかりました。

資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○総務課長（小高清隆君） お手元にお配りいたしました資料は、平成27年度から過去5年間における資本的収入及び支出の推移と、その不足額を補うための補てん財源の残高の推移をあらわしたものとなっております。単位は1,000円で、税込み額となっております。

上の表の（3）資本的収支の不足額が毎年10億円前後生じておりますが、下の表の（2）補てん財源の当年度発生額も毎年10億円ほどございまして、過去5年間における残高、表の一番下の（4）翌年度繰越額は20億円を超えており、特に平成24年度以降は25億円から26億円の残高を安定して確保している状況となっております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） お答え申し上げます。

ハツ場ダムの工事の増設工事、私も県の職員から耳に入っております。県の職員の方に伺ったところ、やはりさきの総務課長の答弁のとおり、平成32年度までの県水の単価は据え置きで行うということでございます。33年度以降に関しましては、まだ未確定な状態であるというのが現状でございます。

また、次に原浄水設備改良費の関係ですが、議長に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（島野和夫君） 資料の配付の許可をいたします。

[資料配付]

○浄水課長（河野宏之君） お手元にお配りしました自家発電機、既設はディーゼル式、新たに導入する自家発電機はガスタービン式とご理解ください。出力に関しましては、600キロワット、同じ能力でございます。連続運転時間は18時間から31時間に向上します。タンク容量につきましては、3立方メートルのタンクから10立方メートルのタンクに大きくなります。

燃料の種類でございますが、A重油から灯油、もしくは軽油に変更になります。施工業者とどちらかにするかは、現在検討中でございます。A重油の取扱店が限定されていたために燃料の調達に大変職員が苦勞しておりました。灯油または軽油に変更になりますので、容易に市内からの購入が可能になります。また、起動時におきましては黒煙が少なくなり、また、有害物質である窒素酸化物の排出量の減少、また稼働中の震動や騒音が抑えられるといったメリットがございます。

また、1時間当たりの消費量が逆にガスタービンになると消耗します。したがって、ガスタンクの容量が10立方メートルに大きくなるといった変更がございます。

また、ガスタービンは軽量化、また小型化になりますので、既設の建屋の中に余裕スペースが生じるという利点がございます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質疑を許可いたします。

新島光明議員。

○8番（新島光明君） ご答弁ありがとうございます。

では、1と3についてだけ、ちょっと再度質問させていただきたいというふうに思います。

1点目の表、非常にわかりやすくありがとうございました。

それで、実はこの補てん財源については、例えば桶川市、各市町村ですけれども、基金と同様なものなのかなというふうに私は勝手に思っているんですけれども、基金と同様とするなら、例えば桶川市でも、当初予算段階では基金残高というのはこちらから要望しなくても一定期間、資料というか、どこかに示されるわけですけれども、もしできましたら、補てん財源については企業団の経営状況を判断するのに非常に重要な数字だと思いますので、年度当初のときぐらいだけでも、資料としてお示ししていただくとかできないものだろうかという、要望も兼ねてもしご答弁いただければというふうに思います。

2点目は、中丸浄水場の非常用自家発電設備の更新の関係で、非常にわかりやすくあり

がとうございました。それで、万が一の場合、ライフラインを確保するために燃料、一番問題なのは燃料だと思うんですけども、優先的に提供されるとするならば、それほど心配は要らないのかなというふうに思うんですけども、ただ、本当の大規模災害で混乱状態がもし続いた場合には、企業団への供給もままならない状況がもし仮にあった場合、そのときでさえも、一定程度の給水は可能になるように、いわゆる太陽光発電システムというのは、私は有効な手段の一つではないのかなと思うんですけども、今後、全ての浄水配水場に太陽光発電システムを導入するお考えはあるのかなのか、教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（島野和夫君） 新島光明議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） ただいま議員さんのほうからご指摘がございましたように、予算書におきましては、資本的収支の不足額と補てん財源の取崩額しか記載してございませんので、補てん財源がどの程度確保されているかは予算書からはわからないものとなっております。このため、今回お配りしたような補てん財源のわかる資料を今後は配付させていただきたいと考えております。

なお、こちら決算で確定した数字をお示しするのがよろしいのではないかと考えておりますので、予算時よりも決算時の議会にて配付するのがよろしいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） ただいまの質問についてお答え申し上げます。

太陽光発電システムですけれども、運用についての質問だと思いますが、私も実は行田浄水場、東京都の金町浄水場、太陽光パネル見学をしたことがあります。広大な敷地の中に太陽光パネルがきれいに配置されておりますが、中丸浄水場は猫の額ほどの敷地しかございません。仮に太陽光パネルを設置したとしても、庁舎内の室内灯の電力が限度かと思えます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、新島光明議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（島野和夫君） 続いて、日程第8、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成29年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

（午後 0時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 島 野 和 夫

署 名 議 員 工 藤 日 出 夫

署 名 議 員 中 村 洋 子



## 参 考 资 料



## 議 案 の 審 査 結 果

### 企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	2月21日	原案承認
2	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	2月21日	原案承認
3	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	2月21日	原案可決
4	桶川北本水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定について	2月21日	原案可決
5	桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	2月21日	原案可決
6	平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について	2月21日	原案可決
7	平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について	2月21日	原案可決

